様式第７号（第９条関係）

（表）

年　　月　　日

　　（宛先）高松市長

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

氏名

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

特例認定申請書

　　高松市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定建築物等の計画の認定等事務処理要綱第９条の規定により、特定建築物に設置するエレベーターについての建築基準法の特例の認定を申請します。なお、この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

１　特定建築物に関する事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 特定建築物の名称 |  | | |
| 特定建築物の所在地 |  | | |
| 主要用途 |  | | |
| 構造・階数 | 造・地上　階、地下　階 | | |
| 新築の時期 | 年　　　月 | | |
| 延べ面積 | 申請に係る部分 | 申請に係る部分  以外の部分 | 合　計 |
| ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 特例適用規定 | □建築基準法第２７条第２項 | | |
| 備考 |  | | |

２　申請に係るエレベーターの概要に関する事項

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| エレベーターの種別 |  | | | |
| エレベーターの仕様 | 定員 | 人 | 定格速度 | ｍ／分 |

３　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第２３条第１項第１号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準に関する事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 基　　　　準 | 状況 | 摘要 |
| エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造 | 特定建築物の壁、柱、床及びはりが、当該エレベーターの設置後において構造耐力上安全な構造であること。 | 適・否 |  |
| エレベーターの昇降路 | 出入口の戸が自動的に閉鎖する構造のもので、かつ、壁、柱及びはり（当該特定建築物の主要構造部に該当する部分に限る。）が不燃材料で造られたものであること。 | 適・否 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　（裏）

４　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第２３条第１項第２号の主務省令で定める安全上の基準に関する事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 基　　　　準 | 状況 | 摘要 |
| エレベーターの制御方法 | エレベーターのかご内及び乗降ロビーにそれぞれ、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置が設けられていること。 | 適・否 |  |
| 乗降ロビーに設ける制御装置は、施錠装置を有する覆いを設ける等当該制御装置の利用を停止することができる構造であること。 | 適・否 |  |
| エレベーターの作動状態の監視方法 | エレベーターのかご及び昇降路のすべての出入口の戸に網入ガラス入りのはめごろし戸を設ける等により乗降ロビーからかご内の車椅子使用者を容易に覚知できる構造であること。 | 適・否 |  |
| かご内と常時特定建築物を管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置が設けられていること。 | 適・否 |  |

５　エレベーターの設置の事業に関する事項

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業着手予定年月日 | | 年　　　月　　　日 | | |
| 事業完了予定年月日 | | 年　　　月　　　日 | | |
| 代理者  連絡先 | 住所 |  | 法人名 |  |
| 氏名 |  | 電話番号 |  |

注

１　「申請者の住所及び氏名」欄は、法人にあっては主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

２　「備考」の欄は、特定建築物に関して建築基準法第７条第５項、第７条の２第５項又は第１８条第１８項に規定する検査済証の交付を受けた場合における当該検査済証の交付年月日及び番号を記載してください。

３　「設計者」の欄は、設計者の氏名及びその者の有する資格並びに当該設計者の所属する会社の名称、所在地及び登録事項について、具体的に記入してください。

（以下は記入しないでください。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受　付　欄 | 消防関係同意欄 | 認定番号欄 | 決裁欄 |
| 年　月　日 |  | 年　月　日 |  |
| 第　　　号 | 第　　　号 |
| 係員氏名 | 係員氏名 |